

新市民会館整備運営事業に係る客観的な評価の結果について

東大阪市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、新市民会館整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

平成28年7月29日

東大阪市長 野田 義和

1 落札者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札）により行った。平成28年1月27日付けで入札公告を行ったところ、2グループから入札提出書類（提案書）の提出があった。

市では、学識経験者等で組織する新市民会館整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が落札者決定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、大林組グループを落札者として決定した。

2 落札者

本事業の落札者は、次のとおりである。

大林組グループ

代表企業 株式会社大林組 大阪本店

構 成 員 株式会社共立

株式会社大阪共立

株式会社リバティ・コンサーツ

株式会社キョードーマネージメントシステムズ

株式会社東急コミュニティー ビルマネジメント事業部関西ビル運

営部

協力企業 株式会社佐藤総合計画 関西事務所
大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店
株式会社永田音響設計

3 落札金額

18,317,980,706円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 財政負担額の比較

本事業について、市が自ら実施する場合の市の財政負担見込額と、落札者の提案に基づくPFI事業として実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市自ら実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が10.2%程度軽減されるものと見込まれる。

市が自ら実施する場合	PFI事業として 実施する場合	財政負担軽減見込額
16,537,189千円	14,847,246千円	1,689,943千円